

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ者		ガッコウホシン オサカコクサイガクエン 学校法人 大阪国際学園							
フリガナ 大学の名称		オサカコクサイダガクタンギダガク 大阪国際大学短期大学部 (Osaka International College)							
大学本部の位置		大阪府守口市藤田町6丁目21番57号							
大学の目的		本学は、教育基本法の精神に則り、高い教養を授けると共に、専門の職業教育を 施し、よき社会人を育成することを目的とする。							
新設学部等の目的		大阪国際大学短期大学部は、「全人教育」を基礎として、時代のニーズに応える べく学科特性を生かした教育を実践し、募集広報にも工夫を凝らして学生確保に努 めてきた。しかしながら、近年の学生募集状況から判断して短期大学部全体として の入学定員を維持することが困難な状況にある。特に幼児保育学科については、進 学志向の低下もあり定員割れが続いている。そのため、当該学科の入学定員を削減 することで短期大学部としてのスリム化を図り立て直しを行いたい。							
新設学部等 の概要	新設学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	開設時期及 び開設年次	所在地	
	幼児保育学科	2年	100 (150)	—	200 (300)	短期大学士 (幼児教育学)	令和5年4月 第1年次	大阪府守口市藤田町 6丁目21番57号	
	【Department of Child Education and Welfare】 計	—	—	—	—	【Associate Degree in Early Childhood Education】			
同一設置者内における 変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		特になし							
教育 課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員 組 織 の 概 要	学部等の名称		専任教員等						兼任 教員
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	幼児保育学科	4 (4)	5 (5)	3 (3)	1 (1)	13 (13)	0人 (0)	40人 (40)
		計	4 (4)	5 (5)	3 (3)	1 (1)	13 (13)	0 (0)	— (—)
	既設分	栄養学科	2 (2)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	9 (9)
		ライフデザイン学科	4 (4)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	23 (23)
		基幹教育機構	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	24 (24)
		計	6 (6)	3 (3)	7 (7)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	— (—)
合 計		10 (10)	8 (8)	10 (10)	1 (1)	29 (29)	0 (0)	— (—)	

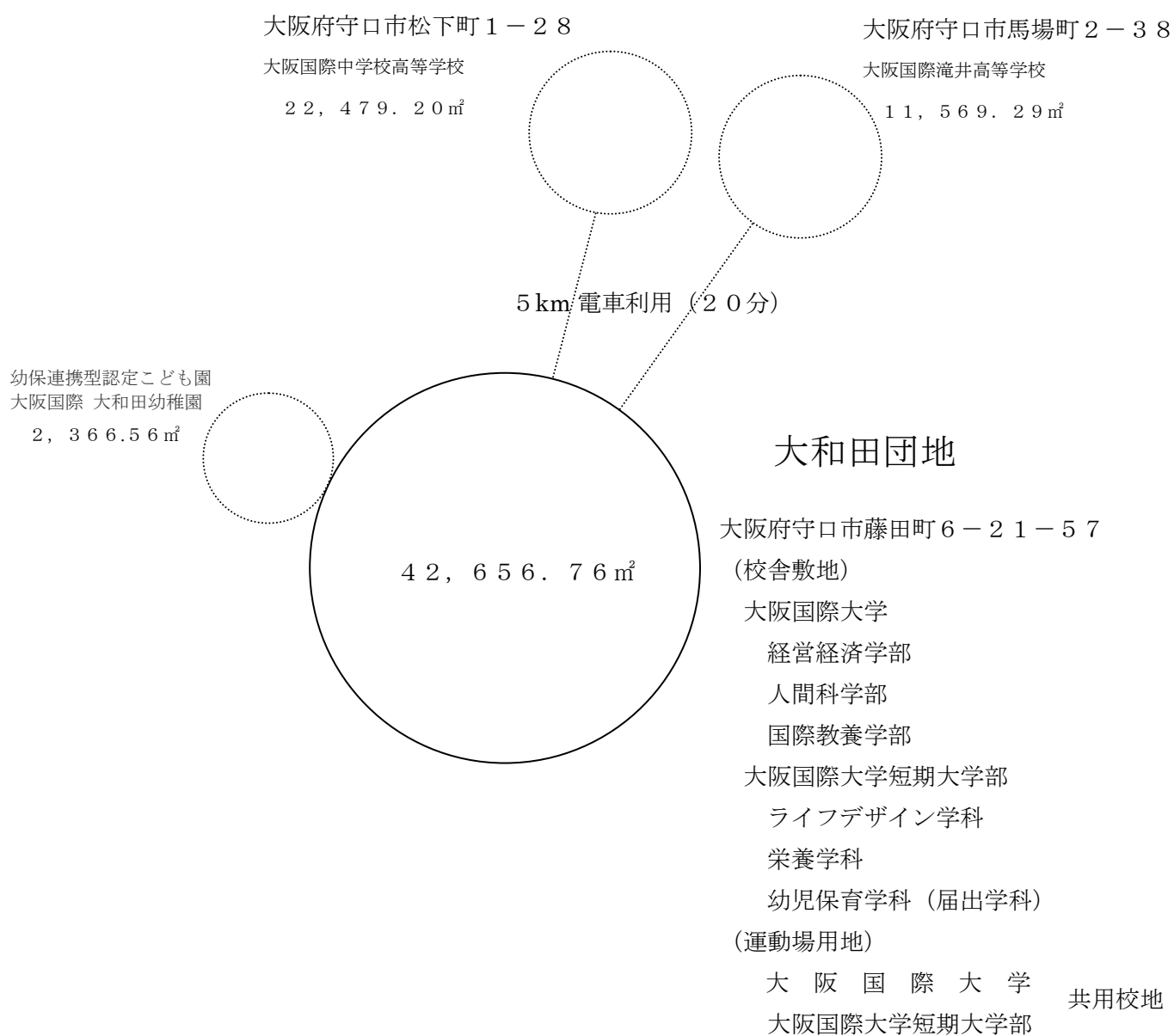
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計			
	事 務 職 員		1 1 人 (1 1)		5 9 人 (5 9)		7 0 人 (7 0)			
	技 術 職 員		0 (0)		1 (1)		1 (1)			
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)		2 (2)		3 (3)			
	そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
	計		1 2 (1 2)		6 2 (6 2)		7 4 (7 4)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計			大阪国際大学 (必要面積： 21,200㎡と 共用)	
	校 舎 敷 地	1,959.13 ㎡	15,211.46 ㎡	2,044.00 ㎡		19,214.59 ㎡				
	運 動 場 用 地	0 ㎡	23,442.17 ㎡	0 ㎡		23,442.17 ㎡				
	小 計	1,959.13 ㎡	38,653.63 ㎡	2,044.00 ㎡		42,656.76 ㎡				
	そ の 他	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡		0 ㎡				
	合 計	1,959.13 ㎡	38,653.63 ㎡	2,044.00 ㎡		42,656.76 ㎡				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計			大阪国際大学 (必要面積： 12,854㎡と 共用)	
		1,877.83 ㎡ (1,877.83 ㎡)	36,664.24 ㎡ (36,664.24 ㎡)	7,085.00 ㎡ (7,085.00 ㎡)		45,627.07 ㎡ (45,627.07 ㎡)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設				
	室	室	室	(補助職員 人)		(補助職員 人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数					
					室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		()	()	()	()	()	()	()		
	計	()	()	()	()	()	()	()		
図 書 館		面積		閲覧座席数			収 納 可 能 冊 数			
		㎡								
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
		㎡								
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体（大阪国際大学部分含む）
		教員1人当り研究費等		333千円	333千円	—	—	—	—	
		共同研究費等		8,000千円	8,000千円	—	—	—	—	
		図書購入費	7,500千円	7,500千円	7,500千円	—	—	—	—	
		設備購入費	5,000千円	5,000千円	5,000千円	—	—	—	—	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		1,290 千円	1,040 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			該当なし							

既設大学等の状況	大 学 の 名 称	大阪国際大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地	
		年	人	年次人	人		倍			
	経営経済学部 経営学科	4	80	—	320	学士 (経営学)	1.20 1.20	平成 30年度	大阪府守口市藤田町 6丁目21番57号	
	経済学科	4	60	—	240	学士 (経済学)	1.20	平成 30年度	同上	
	グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科	4	—	—	—	学士 (経営学)	—	平成 26年度	同上	
	人間科学部 心理コミュニケーション学科	4	70	—	280	学士 (人間科学)	1.22 1.25	平成 14年度	同上	
	人間健康科学科	4	70	—	280	学士 (人間科学)	1.26	平成 14年度	同上	
	スポーツ行動学科	4	110	—	440	学士 (人間科学)	1.19	平成 14年度	同上	
	国際教養学部 国際コミュニケーション学科	4	70	—	280	学士 (国際教養学)	1.21 1.28	平成 27年度	同上	
	国際観光学科	4	70	—	280	学士 (国際教養学)	1.14	平成 27年度	同上	
	国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科	4	—	—	—	学士 (国際コミュニケーション学)	—	平成 19年度	同上	
	経営情報学研究科 経営情報学専攻 (修士課程)	2	15	—	30	修士 (経営情報学)	0.13	平成 5年度	同上	
	経営情報学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士 (経営情報学)	0.11	平成 7年度	同上	
	大 学 の 名 称	大阪国際大学短期大学部								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地	
		年	人	年次人	人		倍			
	幼児保育学科	2	150	—	300	短期大学士 (幼児教育学)	0.73	昭和 51年度	大阪府守口市藤田町 6丁目21番57号	
	栄養学科	2	40	—	80	短期大学士 (栄養学)	0.98	令和 3年度	同上	
	ライフデザイン学科	2	100	—	200	短期大学士 (総合人間学)	1.07	令和 3年度	同上	
	ライフデザイン総合学科	2	—	—	—	短期大学士 (栄養学) (総合人間学)	—	平成 20年度	同上	令和3年より 学生募集停止
附属施設の概要		該当なし								

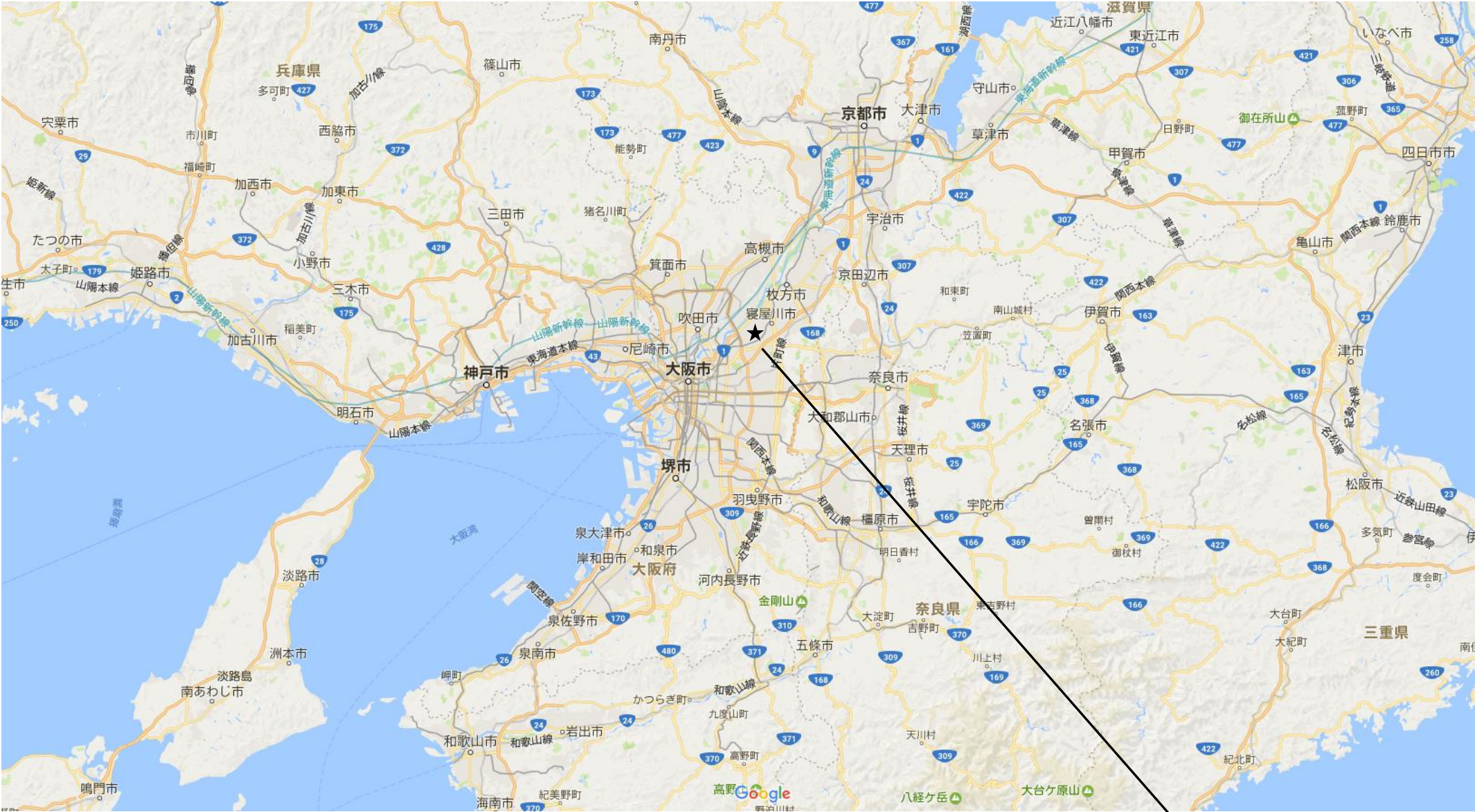
学校法人大阪国際学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
大阪国際大学				大阪国際大学				
経営経済学部				経営経済学部				
経営学科	80	—	320	経営学科	80	—	320	
経済学科	60	—	240	経済学科	60	—	240	
国際教養学部				国際教養学部				
国際コミュニケーション学科	70	—	280	国際コミュニケーション学科	70	—	280	
国際観光学科	70	—	280	国際観光学科	70	—	280	
人間科学部				人間科学部				
心理コミュニケーション学科	70	—	280	心理コミュニケーション学科	70	—	280	
人間健康科学科	70	—	280	人間健康科学科	70	—	280	
スポーツ行動学科	110	—	440	スポーツ行動学科	110	—	440	
計	530	—	2,120	計	530	—	2,120	
大阪国際大学大学院				大阪国際大学大学院				
経営情報学研究科				経営情報学研究科				
経営情報学専攻(M)	15	—	30	経営情報学専攻(M)	15	—	30	
経営情報学専攻(D)	3	—	9	経営情報学専攻(D)	3	—	9	
計	18	—	39	計	18	—	39	
大阪国際大学短期大学部				大阪国際大学短期大学部				
栄養学科	40	—	80	栄養学科	40	—	80	
ライフデザイン学科	100	—	200	ライフデザイン学科	100	—	200	
幼児保育学科	150	—	300	幼児保育学科	<u>100</u>	—	<u>200</u>	定員変更(△50)
計	290	—	580	計	<u>240</u>	—	<u>480</u>	

団地関係図



周囲環境図



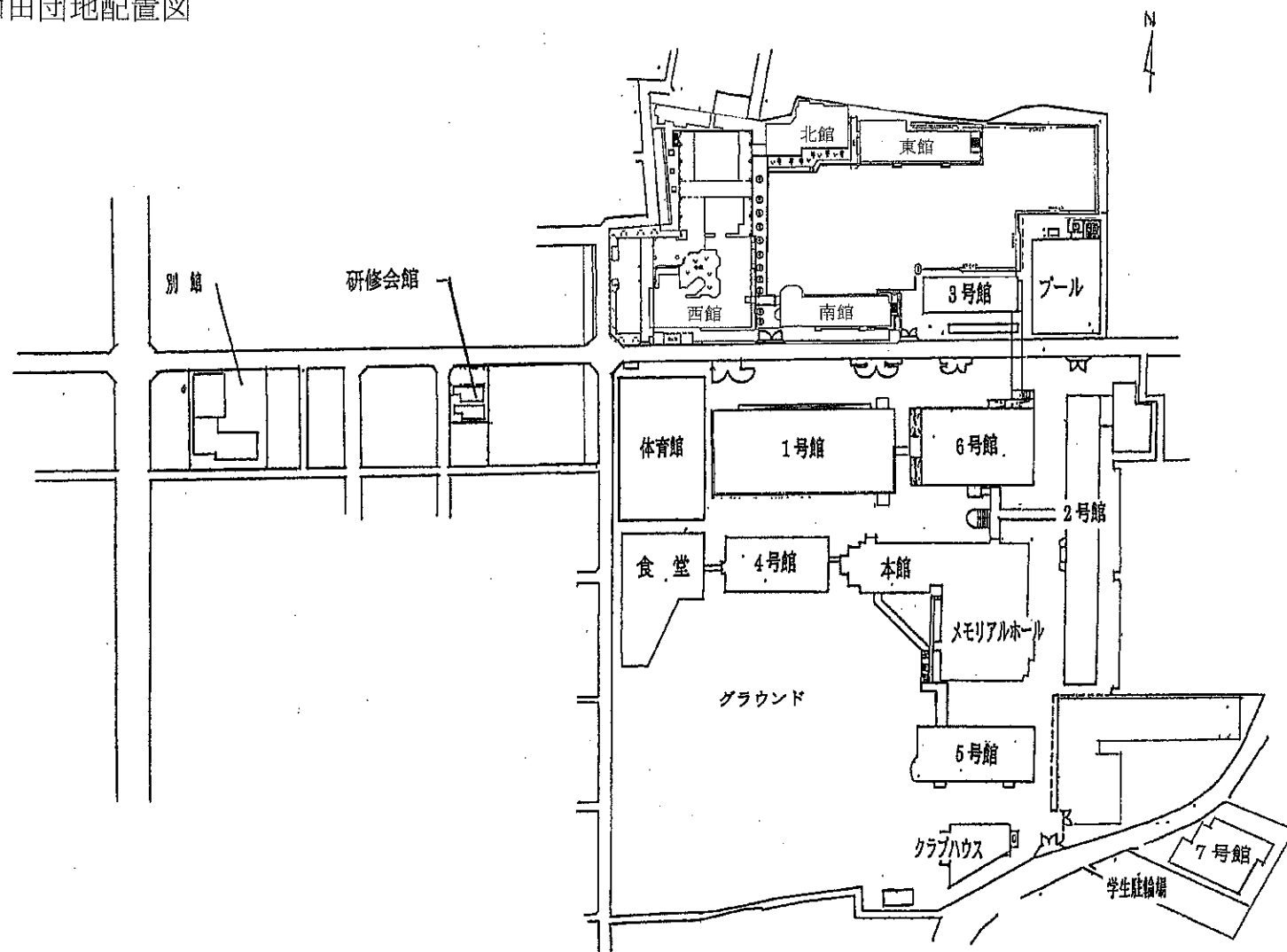
★：大和田団地所在地

大和田団地 交通図



※京阪本線「大和田駅」、「萱島駅」から徒歩8分

大和田団地配置図



大阪国際大学短期大学部 学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法に精神に則り、高い教養を授けると共に、専門の職業教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする。

（学科）

第2条 本学に、次の学科を置く。

栄養学科

ライフデザイン学科

幼児保育学科

2 本学は、前条に掲げる目的を達成するため設置学科の目的を次のとおり定める。

栄養学科

高い教養を基礎にし、心豊かな人間性と生命の尊厳に対する倫理観を有し、食と栄養の専門職として、使命感と責任感をもって人々の健康増進に貢献できる人材を養成することを目的とする。

ライフデザイン学科

高い教養とグローバルな視野を有するとともに、暮らしや社会の変化に対応できる知識・能力を備え、ビジネス社会、地域社会、国際交流に貢献できる人材を養成することを目的とする。

幼児保育学科

高い教養を基礎にし、保育に必要な専門知識・技能を修得した人材を育成することを目的とする。

（学位授与の方針等）

第2条の2 本学は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定める。

それぞれの方針に関する事項は別に定める。

（修業年限、在学年限）

第3条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

（定員）

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
栄養学科	40名	80名
ライフデザイン学科	100名	200名
幼児保育学科	100名	200名

第2章 授業科目

(授業科目編成)

第5条 本学の授業科目は、基本教育科目及び学科専門教育科目とする。

(授業科目及び単位数)

第6条 本学において、開設する授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

(学修時間)

第7条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2)演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3)実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、30時間又は40時間の授業をもって1単位とすることができる。

(授業の方法)

第7条の2 本学の授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、これにより修得する単位数は、第8条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち30単位を超えないものとする。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

第3章 履修方法及び課程修了の認定

(課程修了要件)

第8条 本学の課程を修了するためには、2年以上6年以内在学し、次の履修方法により、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては66単位以上、幼児保育学科においては62単位以上修得しなければならない。

- (1)基本教育科目から外国語科目2単位以上を含め8単位以上
- (2)学科専門教育科目から50単位以上
- (3)基本教育科目ならびに学科専門教育科目のうちから、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては8単位以上、幼児保育学科においては4単位以上

(免許・資格)

第9条 教員免許状を得ようとする者は、前条の規定による修得単位のほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。教職課程の履修に関しては、別に定める。

2 取得できる教員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

幼児保育学科

幼稚園教諭二種免許状

3 栄養士の免許を得ようとする者（栄養士養成施設定員40名、学級数1クラス）は、前条の規定による修得単位のほかに、栄養士法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。

4 保育士の資格を得ようとする者（保育士養成施設定員100名）は、前条の規定による修得単位のほかに、児童福祉法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(他大学等における学修又は修得単位の認定)

第10条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学学生が次の各号に定めるところにより修得した単位または学修について、教授会の意見を聴き、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

(1)他の短期大学又は大学との協議に基づき、本学の定めるところにより、本学学生が当該大学等の授業科目を履修し修得した単位

(2)本学学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修

(3)本学学生が本学に入学する前に短期大学又は大学で修得した単位

(4)本学学生が本学に入学する前に行った第2号に定める学修

2 前項第1号及び第2号に定める規定により、修得したとみなすことができる単位数は、30単位を超えないものとする。

3 第1項第1号に定める規定は、本学学生が外国の短期大学又は大学に留学した場合に準用する。この場合において修得したものとみなすことができる単位数は、第1項第1号及び第2号の規定により修得した単位数と合わせて、45単位を超えないものとする。

4 第1項第3号及び第4号の規定により修得したとみなすことができる単位数は、転学等を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

5 第1項第1号の規定により履修する場合の取り扱いについては、別に定める。

(他学科における履修)

第10条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴き、他学科の学科専門教育科目を30単位を限度として、履修させることができる。

2 前項により修得した単位は、所属学科の学科専門教育科目の単位を修得したものと認める。ただし、前条の第1項第1号及び第2号の規定により修得したとみなすことができる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(本学開設科目の課程修了要件)

第10条の3 第10条及び前条により単位を認定された者が、本学の課程を修了するためには、第8条に規定する必要修得単位のうち、本学で開設する基本教育科目ならびに所属学科の学科専門教育科目の中から、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては34単位以上、幼児保育学科においては32単位以上を修得しなければならない。

(他学科における履修)

第11条 1つの授業科目を履修し、更にその科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 履修科目の成績評価については、別に定める。

(卒業)

第12条 本学に2年以上在学し、第8条に定める単位を修得した者には、学長が卒業を認定する。但し、在籍の延長を所定の様式により願い出た場合、1年を限度として特別にこれを認めることができる。

(学位)

第13条 本学を卒業した者には、次の区分に従い短期大学士の学位を授与する。

栄養学科	短期大学士（栄養学）
ライフデザイン学科	短期大学士（総合人間学）
幼児保育学科	短期大学士（幼児教育学）

第4章 入学・休学・退学・転学・転科・復学・除籍・復籍・再入学・転入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者【同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。】

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者について、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。

(9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの。

（入学の出願）

第16条 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を添えて、入学願書及び別に定める書類を、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考及び入学手続き、入学許可）

第17条 入学者の選考は、選抜試験の結果に基づき、これを行う。

2 合格の通知を受けた者は、別に定める細則によって所定の手続きをしなければならない。

3 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（休学）

第18条 病気その他の事由により、引続いて3カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 休学の期間は、第3条の在学年限に算入しない。

6 休学期間中にその理由が消滅した場合は学長の許可を得て復学することができる。

7 休学期間中の授業料は、その期間などにより大学が定める。

（退学）

第19条 退学しようとする者及び転学を希望する者は、その理由を明らかにし、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

（復学）

第20条 願いにより退学した者が、復学しようとするときは、許可を得て退学時の相当年次に再入学することができる。

（転科）

第21条 本学在学生在が他学科への転科を志望するときは、選考の上、相当年次への転科を許可するこ

とができる。

(転入学)

第22条 他の大学から転学を志願する者に対しては、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

(除籍)

第23条 次の各号の1に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料・施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第3条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第18条第4項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第24条 前条第1号、第3号、第4号により除籍となった者が復学しようとするときは、許可を得て除籍時の相当年次に復籍することができる。

2 復籍に関する取り扱いは、別に定める。

第5章 海外留学

(海外留学)

第25条 海外留学に関する規則は、別に定める。

第6章 学生納付金

(学費等)

第26条 入学検定料、学費及びその他の納付金について必要な事項は、別にこれを定める。

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第27条 本学に、次のとおり教職員を置く。

学長・教授・准教授・講師・助教・助手及びその他の職員

2 教職員に関する規則は、別に定める。

(教授会)

第28条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、短期大学部に所属する教授をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授、専任講師、助教を構成員に加えることができる。

- 3 教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学科に係る教育研究に関する事項について審議し、又は学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 その他教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 図書館

(図書館)

第29条 本学の図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第9章 学年・学期及び休業日

(学年)

第30条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第31条 学年を、次の2期に分ける。

前期は、4月1日に始まり9月30日に終わる。

後期は、10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第32条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の通りとする。

- 1 土曜日
 - 2 日曜日
 - 3 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 4 創立記念日（1月18日）
 - 5 春期休業（3月11日から4月5日まで）
 - 6 夏期休業（8月1日から9月20日まで）
 - 7 冬期休業（12月24日から1月6日まで）
- 2 前項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

第10章 科目等履修生

(科目等履修生の入学許可)

第33条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支

障のない限り選考の上、科目等履修生として、入学を許可することができる。

- 2 履修した授業科目について、試験の結果、合格者には所定の単位を認定することができる。

(科目等履修生の取扱い)

第34条 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

第35条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として、入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第12章 厚生施設

(厚生施設)

第36条 本学に、厚生施設を設ける。その規則は、別に定める。

第13章 賞 罰

(褒賞)

第37条 本学学生で、性行、学業の特に優秀な者は、学長が褒賞することがある。

(懲戒)

第38条 本学の、規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、その軽重に従い、譴責・停学・退学とする。
- 3 前項の退学は、次の1に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

附 則

- 1 本学則は、昭和37年4月1日より施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

- 1 英文科増設に伴う改正学則は、昭和38年4月1日より施行する。

附 則

- 1 栄養士課程の教育課程改正に伴う学則は、昭和40年4月1日以降に適用する。

附 則

- 1 栄養士課程の教育課程改正に伴う学則は、昭和42年4月1日以降に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和49年4月1日より施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の学則第6条及び第20条は昭和49年度以降入学者についてのみ適用し、昭和48年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 英文科定員変更並びに幼児教育科増設に伴う改正学則は、昭和51年4月1日より施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、昭和50年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。
- 3 英文科の総定員は、学年進行により完成年度(昭和52年度)に達するまで昭和51年度120名、昭和52年度160名と暫増するものとする。
- 4 幼児教育科の総定員は、学年進行により完成年度(昭和52年度)に達するまで昭和51年度100名、昭和52年度200名と暫増するものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和52年4月1日より施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、昭和51年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の学則第20条は、昭和53年度以降入学者についてのみ適用し、昭和52年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の学則第20条の規定は、昭和54年度以降入学者についてのみ適用し、昭和53年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行し適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行し適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、昭和55年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行し適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、昭和56年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 家政科・英文科・幼児教育科の定員変更に伴う改正学則は、昭和58年4月1日より施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、昭和57年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。
- 3 家政科の総定員は、学年進行により、完成年度（昭和59年度）に達するまで昭和58年度200名、昭和59年度240名と暫増するものとする。
- 4 英文科の総定員は、学年進行により、完成年度（昭和59年度）に達するまで昭和58年度200名、昭和59年度240名と暫増するものとする。
- 5 幼児教育科の総定員は、学年進行により、完成年度（昭和59年度）に達するまで昭和58年度250名、昭和59年度300名と暫増するものとする。

附 則

- 1 国際文化学科増設に伴う改正学則は、昭和59年4月1日より施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、昭和58年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行し適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の学則第8条及び第21条の規定は、昭和60年度以降の入学者についてのみ適用し、昭和59年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行し適用する。
- 2 第4条に規定する入学定員（総定員）は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年 度 学 科	昭和61年度		昭和62年度 ～平成11年度		平成12年度	
	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員
家 政 科	180	300	180	360	120	300
英 語 科	200	320	200	400	120	320
幼 児 教 育 科	150	300	150	300	150	300
国 際 文 化 学 科	200	360	200	400	160	360
計	730	1,280	730	1,460	550	1,280

- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の第21条の規定は、昭和61年度以降の入学者についてのみ適用し、昭和60年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、昭和61年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、昭和62年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、昭和63年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。
「ただし書き」削除

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行し適用する。
- 2 昭和61年4月1日施行の附則第2項の規定にかかわらず、国際文化学科の入学定員（総定員）については、平成11年度までの間は次のとおりとする。

年 度 学 科	平成2年度		平成3年度～ 平成10年度		平成11年度	
国際文化学科	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員
	240	440	240	480	200	440

- 3 第1項の規定にかかわらず、平成元年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年4月1日施行の附則第2項及び平成2年4月1日施行の附則第2項の規定にかかわらず、家政科・英語科及び国際文化学科の入学定員（総定員）については、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年 度 学 科	平成3年度		平成4年度～ 平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員
家 政 科	220	400	220	440	220	440	120	340
英 語 科	240	440	240	480	240	480	120	360
国際文化学科	280	520	280	560	240	520	160	400

- 3 第1項の規定にかかわらず、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 前項の学則施行の際、昭和63年度の入学者で、現に在籍する者については、改正前の平成元年度施行の附則第2項の「ただし書き」に定める施設費の額を、次のとおりとする。

昭和63年度入学者 年額 170,000円

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成3年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成4年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成5年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成6年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成6年度以前の入学者については、第32条の規定を除きなお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成7年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成8年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。
- 3 英語科については、平成9年4月1日で、学生募集を停止する。なお、平成9年3月31日現在、英語科に在籍する学生が在籍しなくなるまでの間は、英語科は存続するものとする。
- 4 第4条の規定及び平成3年4月1日施行の附則第2項の規定にかかわらず、家政科の学生定員については、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年 度	平成9年度		平成10年度及び 平成11年度		平成12年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
家 政 科	160	380	160	320	60	220

附 則

- 1 この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成9年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成10年度以前の入学者については、第9条第4項の規定を除きなお従前の例によるものとする。
- 3 平成3年4月1日施行の附則第2項の規定にかかわらず、国際文化学科の学生定員については、平成12年度までは次のとおりとする。

学 科	平成11年度		平成12年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
国際文化学科	280	560	160	440

附 則

- 1 この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。
- 3 平成9年4月1日施行の附則第4項及び平成11年4月1日施行の附則第3項の規定にかかわらず、家政科及び国際文化学科の学生定員については、平成16年度までの間は次のとおりとする。

学 科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
家 政 科	150	310	140	290	130	270	120	250	110	230
国際文化学科	268	548	256	524	244	500	232	476	220	452

附 則

- 1 この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第26条及び第33条を除き、平成14年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成15年12月25日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成15年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。
- 3 第4条の規定にかかわらず、平成16年度の収容定員は次のとおりとする。

学科	平成16年度 収容定員
家 政 科	230名
国際文化学科	392名

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。
- 3 第4条の規定にかかわらず、平成17年度の幼児保育学科及び国際文化学科の収容定員は次のとおりとする。

学科	平成17年度 収容定員
幼児保育学科	330名 (但し、幼児教育科の収容定員150名を含む)
国際文化学科	290名

附 則

この改正は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。第4条の規定にかかわらず、平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科	平成２０年度 収容定員
ライフデザイン総合学科	２００名
家政科	１１０名
幼児保育学科	３６０名
国際文化学科	１３０名

- ３ 家政科及び国際文化学科については、当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- この改正は、平成２１年４月１日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成２０年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成２２年４月１日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成２１年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成２３年４月１日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成２２年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成２４年４月１日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成２３年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成２５年４月１日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成２４年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成２６年２月２５日から施行する。

附 則

- この改正は、平成２６年４月１日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成２５年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成２７年４月１日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成２６年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 第４条の規定にかかわらず、平成２８年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学科	平成27年度 収容定員	平成28年度 収容定員
ライフデザイン総合学科	340名	280名
幼児保育学科	330名	300名

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。第4条の規定にかかわらず、令和3年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科	令和3年度
	収容定員
栄養学科	40名
ライフデザイン学科	100名
ライフデザイン総合学科	140名
幼児保育学科	300名

- 3 ライフデザイン総合学科については、当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定にかかわらず、令和6年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学科	令和5年度 収容定員	令和6年度 収容定員
栄養学科	80名	80名
ライフデザイン学科	200名	200名
幼児保育学科	250名	200名

別表 授業科目・単位数（学則第6条関係）

基本教育科目

授 業 科 目	単 位 数		授 業 科 目	単 位 数	
	必修	選択		必修	選択
〔現代社会の基礎理解〕			中国語Ⅰ		1
現代社会のしくみ		2	中国語Ⅱ		1
女性学入門		2	韓国語Ⅰ		1
日本の伝統文化と芸術		2	韓国語Ⅱ		1
暮らしのなかの憲法		2	スタディアブロードⅠ		1
〔人間の基礎理解〕			スタディアブロードⅡ		1
生活と環境		2	コンピュータ基礎演習Ⅰ		1
生活と健康		2	コンピュータ基礎演習Ⅱ		1
人権教育論		2	〔社会生活の基礎理解〕		
生涯スポーツ論		2	基礎演習Ⅰ		2
〔コミュニケーションと情報技術の基礎理解〕			基礎演習Ⅱ		2
英語Ⅰ		1	社会生活の基礎		2
英語Ⅱ		1	サービスラーニング		2

栄養学科 専門教育科目

授 業 科 目	単 位 数		授 業 科 目	単 位 数	
	必修	選択		必修	選択
セミナーⅠ a	1		基礎栄養学Ⅱ		2
セミナーⅠ b	1		応用栄養学		2
セミナーⅡ a	1		応用栄養学実習		1
セミナーⅡ b	1		実践栄養学		2
自己開発演習		2	実践栄養学実習		1
マナー演習		2	臨床栄養学		2
基礎生物化学		2	臨床栄養学実習		1
栄養士基礎演習		2	栄養指導論		2
心理学		2	栄養指導論実習Ⅰ		1
公衆衛生学		2	栄養指導論実習Ⅱ		1
社会福祉概論		2	公衆栄養学		2
疾病の成り立ち		2	栄養士実務演習Ⅰ		1
解剖生理学		2	栄養士実務演習Ⅱ		1
生化学		2	栄養士総合演習Ⅰ		2
運動生理学		2	栄養士総合演習Ⅱ		2
生理・生化学実験		1	調理学		2
食品学総論		2	調理学実習Ⅰ		1
食品学実験		1	調理学実習Ⅱ		1
食品衛生学		2	調理学実習Ⅲ		1
食品衛生学実験		1	給食管理		2
食品学各論Ⅰ		2	給食計画論		2
食品学各論Ⅱ（加工学を含む）		2	給食管理実習		2
食品学実習（加工学を含む）		1	実践給食管理実習		1
基礎栄養学Ⅰ		2	栄養士校外実習		1

ライフデザイン学科 専門教育科目

授 業 科 目	単 位 数		授 業 科 目	単 位 数	
	必修	選択		必修	選択
セミナーⅠa	1		フィットネス		2
セミナーⅠb	1		住まいと生活		2
セミナーⅡa	1		防災と生活		2
セミナーⅡb	1		育児学		2
秘書概論		2	子どもの発達論		2
秘書実務Ⅰ		2	心理学		2
秘書実務Ⅱ		2	医療事務のしくみ		2
自己開発演習		2	医療事務演習		2
人間関係		2	医学一般と薬理の知識		2
メディカル秘書概論		2	診療報酬請求事務		2
メディカル秘書実務		2	医療事務特講		2
情報処理のしくみ		2	介護概論		2
表現力開発		2	社会福祉概論		2
ホスピタリティ		2	情報社会のしくみ		2
観光概論		2	表計算演習		1
旅行業実務論		2	表計算特講		2
ホテル実務論		2	ワープロ特講		2
エアライン実務論		2	ビジネスシミュレーション		2
観光ビジネス実務総論		2	コンピュータ会計		2
国内観光資源		2	インターネットビジネス		2
English CommunicationⅠ		2	情報総合演習		2
英語総合演習Ⅰ		2	海外観光資源Ⅰ		2
英語総合演習Ⅱ		2	海外観光資源Ⅱ		2
経営のしくみ		2	地域と観光演習		2
経済のしくみ		2	旅行業特講Ⅰ		2
マナー演習		2	旅行業特講Ⅱ		2
秘書実務総合演習		2	旅行業特講Ⅲ		2
簿記会計Ⅰ		2	ブライダル実務論		2
簿記会計Ⅱ		2	リゾート演習		2
簿記会計特講		2	インターンシップ（海外）		3
販売実務Ⅰ		2	English CommunicationⅡ		2
販売実務Ⅱ		2	English WritingⅠ		1
販売実務総合演習		2	English WritingⅡ		1
国際ビジネス		2	English ListeningⅠ		1
インターンシップ（国内）		3	English ListeningⅡ		1
ライフデザイン論		2	English Reading		1
市民と生活		2	Travel English		2
地域研究		2	英語総合演習Ⅲ		2
食と生活		2	英語総合演習Ⅳ		2
クッキング論		2	夏季特別集中講座		2
クッキングの基礎		2	時事英語		2
スイーツの基礎		2	英語集中演習		2
カラーコーディネート		2			

幼児保育学科 専門教育科目

授 業 科 目	単 位 数		授 業 科 目	単 位 数	
	必修	選択		必修	選択
教育原理（教育制度を含む）	2		健康と運動遊び		1
保育原理		2	発達と運動遊び		2
教育心理学	2		野外活動演習（キャンプ）		1
発達心理学Ⅰ	2		児童文化演習		2
発達心理学Ⅱ		1	教育方法の理論と実践Ⅰ		1
特別支援教育		1	教育方法の理論と実践Ⅱ		1
保育者論		2	教育実習		5
幼児教育演習Ⅰ	2		保育技術演習		1
幼児教育演習Ⅱ	2		保育・教職実践演習（幼稚園）		2
保育内容（健康）	1		子ども家庭福祉		2
保育内容（人間関係）	1		子ども家庭支援の心理学		2
保育内容（環境）	1		社会福祉		2
保育内容（言葉）	1		社会的養護Ⅰ		2
保育内容（表現Ⅰ）	2		社会的養護Ⅱ		1
保育内容（表現Ⅱ）		2	子どもの食と栄養		2
保育・教育課程論		2	カウンセリングマインド論		2
保育相談（幼児理解の理論・方法を含む）		2	子ども家庭支援論		2
音楽理論	2		乳児保育Ⅰ		2
美術理論	2		乳児保育Ⅱ		1
子どもの保健		2	障害児保育		2
子どもの健康と安全		1	子育て支援演習		1
国語概説		2	保育実習Ⅰ		4
音楽Ⅰ	2		保育実習指導Ⅰ		2
音楽Ⅱ		2	保育実習Ⅱ		2
ピアノ実技		1	保育実習指導Ⅱ		1
吹奏楽Ⅰ		2	保育内容総論		1
吹奏楽Ⅱ		2	レクリエーション理論		2
美術	2		レクリエーション実技		2
スポーツ実技		1	在宅保育		2
幼児体育	2				

大阪国際大学短期大学部 学則 変更事項

1. 幼児保育学科の入学定員を 150 名から 100 名に、収容定員を 300 名から 200 名に、それぞれ変更したこと。(第 4 条)
2. 保育士養成施設の定員を、150 名から 100 名に変更したこと。(第 9 条第 4 項)
3. 改正学則施行日を令和 5 年 4 月 1 日としたこと。但し、令和 4 年度以前の入学生については従前のおりとしたこと。各学科の令和 6 年度までの収容定員を示したこと。(附則)

以上

大阪国際大学短期大学部 学則 新旧対照表

改正案	現 行																								
第1条～第3条 省略	第1条～第3条 省略																								
(定員)	(定員)																								
第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。	第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。																								
<table><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>栄養学科</td><td>40名</td><td>80名</td></tr><tr><td>ライフデザイン学科</td><td>100名</td><td>200名</td></tr><tr><td>幼児保育学科</td><td>100名</td><td>200名</td></tr></table>	学科	入学定員	収容定員	栄養学科	40名	80名	ライフデザイン学科	100名	200名	幼児保育学科	100名	200名	<table><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>栄養学科</td><td>40名</td><td>80名</td></tr><tr><td>ライフデザイン学科</td><td>100名</td><td>200名</td></tr><tr><td>幼児保育学科</td><td>150名</td><td>300名</td></tr></table>	学科	入学定員	収容定員	栄養学科	40名	80名	ライフデザイン学科	100名	200名	幼児保育学科	150名	300名
学科	入学定員	収容定員																							
栄養学科	40名	80名																							
ライフデザイン学科	100名	200名																							
幼児保育学科	100名	200名																							
学科	入学定員	収容定員																							
栄養学科	40名	80名																							
ライフデザイン学科	100名	200名																							
幼児保育学科	150名	300名																							
第5条～第8条 省略	第5条～第8条 省略																								
(免許・資格)	(免許・資格)																								
第9条 教員免許状を得ようとする者は、前条の規定による修得単位のほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。教職課程の履修に関しては、別に定める。	第9条 教員免許状を得ようとする者は、前条の規定による修得単位のほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。教職課程の履修に関しては、別に定める。																								
2 取得できる教員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。	2 取得できる教員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。																								
幼児保育学科 幼稚園教諭二種免許状	幼児保育学科 幼稚園教諭二種免許状																								
3 栄養士の免許を得ようとする者(栄養士養成施設定員40名)は、前条の規定による修得単位のほかに、栄養士法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。	3 栄養士の免許を得ようとする者(栄養士養成施設定員40名)は、前条の規定による修得単位のほかに、栄養士法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。																								
4 保育士の資格を得ようとする者(保育士養成施設定員100名)は、前条の規定による修得単位のほかに、児童福祉法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。	4 保育士の資格を得ようとする者(保育士養成施設定員150名)は、前条の規定による修得単位のほかに、児童福祉法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。																								
第10条～第38条 省略	第10条～第38条 省略																								
附 則																									
1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。																									
2 前項にかかわらず、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。																									
3 第4条の規定にかかわらず、令和6年度までの収容定員は、次のとおりとする。																									
<table><tr><th>学科</th><th>令和5年度 収容定員</th><th>令和6年度 収容定員</th></tr><tr><td>栄養学科</td><td>80名</td><td>80名</td></tr><tr><td>ライフデザイン学科</td><td>200名</td><td>200名</td></tr><tr><td>幼児保育学科</td><td>250名</td><td>200名</td></tr></table>	学科	令和5年度 収容定員	令和6年度 収容定員	栄養学科	80名	80名	ライフデザイン学科	200名	200名	幼児保育学科	250名	200名													
学科	令和5年度 収容定員	令和6年度 収容定員																							
栄養学科	80名	80名																							
ライフデザイン学科	200名	200名																							
幼児保育学科	250名	200名																							
別表 授業科目・単位数 略	別表 授業科目・単位数 略																								

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

大阪国際大学短期大学部は、学則第4条に定める幼児保育学科の入学定員及び収容定員を、令和5年度（2023年度）から次のとおり変更する。

学科名	令和5年度以降		令和4年度まで	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児保育学科	100名	200名	150名	300名

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

大阪国際大学短期大学部（以下、本学という）は、学校法人大阪国際学園の教学の理念「建学の精神である『全人教育』を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成する」の下、本学の使命・目的として、「教育基本法に則り、高い教養を授けると共に、専門の職業教育を施し、よき社会人を育成する」を掲げ、教育研究活動に取り組んでいる。

昭和51年に開設された「幼児保育学科」（開設時学科名称は「幼児教育科」）においても「高い教養を基礎にし、保育に必要な専門知識・技能を修得した人材を育成すること」を教育目的とし、これまで数多くの保育者を輩出してきた。

しかしながら、18歳人口の減少による進学者総数の減（殊に短期大学への進学者の減少）や保育者を目指す受験者層の落ち込みは、本学のみならず、同系統の学科を擁する他の短大における学生募集にも多大な影響を及ぼしている。（表1、表2）

一方で、幼稚園や保育園（保育所）など保育者への需要は依然として高い状況にあり、「保育に必要な専門知識や技能を修得した人材」への期待は今後ますます高まることが予想されることから、適正な学生定員に改編し、本学が培ってきた教育資源を最大限に活用しつつ、より密度の濃い教育を実施していくこととした。

（表1）本学 幼児保育学科の学生募集状況（平成30年度～令和4年度）

（単位：人）

年度 区分	平成30年度 (2019年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
入学定員	150	150	150	150	150
志願者数	158	177	164	133	127
受験者数	154	175	161	132	125
合格者数	149	171	158	121	123
入学者数	135	146	134	109	111

(表2) 大阪府下短期大学の教育系学科の定員数・入学者数（令和2年度～令和4年度）（単位：人）

(注：当該学科の学生募集を停止している短期大学は除く)

短大名	学科名	入学定員			入学者数		
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
大阪健康福祉短期大学	子ども福祉学科	70	60	60	50	53	未公表
東大阪大学短期大学部	実践保育学科	80	80	80	52	47	
大阪城南女子短期大学	総合保育学科	170	160	160	130	104	
四天王寺大学短期大学部	保育科	120	120	120	107	81	
大阪芸術大学短期大学部	保育学科	100	100	100	112	100	
四条畷学園短期大学部	保育学科	100	100	100	78	107	
関西女子短期大学	保育学科	120	120	120	63	81	
大阪千代田短期大学	幼児教育科	100	100	100	94	108	
常磐会短期大学	幼児教育科	300	200	200	140	174	
大阪キリスト教短期大学	幼児教育学科	170	170	170	140	95	
大阪成蹊短期大学	幼児教育学科	280	280	280	264	216	
大阪国際大学短期大学部	幼児保育学科	150	150	150	134	109	111
合 計		1,760	1,640	1,640	1,364	1,275	—

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は、基本的に行わない。クラス当たりの人数が減少することによる教育環境の向上を図るとともに、教員養成、保育士養成の学科であることに鑑み、関連諸規程を遵守し、教育課程を展開する。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は、基本的に行わない。引き続き、各年次で担任制を採用し、きめ細かな指導を行っていく。

(3) 教員組織の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教員組織の変更は、基本的に行わない。教員養成、保育士養成の学科であることに鑑み、関連諸規程を遵守し、適正な教員組織の維持に努める。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更は、基本的に行わない。ピアノ個人指導など学科専用施設については、より有効に利用できることが期待される。

学生の確保の見通し等を記載した書類

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取り組み状況

(1) 学生の確保の見通し

本学幼児保育学科の近年の学生確保の状況は(表1)のとおりであり、令和3年度に大きく落ち込んだものの、令和4年度は回復の兆しが見えることから、今後ともほぼ予定している入学定員は確保できる見通しである。ただ、その中でも、オープンキャンパスへの参加者数及び志願率が入学者数に大きく影響することから、その内容の充実を図るとともに、以下に示す通り、様々な取り組みを進め、学生確保に努めたいと考えている。

(表1) 本学 幼児保育学科の学生確保の状況(平成30年度～令和4年度)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
入学定員 (A)	150人	150人	150人	150人	150人
オープンキャンパス参加者数(a)	307人	367人	334人	152人	188人
志願者数 (b)	158人	177人	164人	133人	127人
志願率 (b/a)	51.5%	48.2%	49.1%	87.5%	67.6%
受験者数 (c)	154人	175人	161人	132人	125人
受験率 (c/b)	97.5%	98.9%	98.2%	99.2%	98.4%
合格者数 (d)	149人	171人	158人	121人	123人
合格率 (d/c)	96.8%	97.7%	98.1%	91.7%	98.4%
入学者数 (e)	135人	146人	134人	109人	111人
入学率 (e/d)	90.6%	85.4%	84.8%	90.1%	90.2%
入学定員充足率 (e/A)	90.0%	97.3%	89.3%	72.7%	74.0%

(2) 学生確保に向けた具体的な取り組み状況

幼児保育学科における学生確保への取り組みは、併設大学の各学部や短期大学部の他学科における広報活動と学生募集活動に合わせて、その教育内容や修学支援体制等について、積極的に紹介していく。単に交通広告・受験雑誌等への掲載による周知に頼らず、高校生や保護者、高校教員等への直接的な募集活動に重点をおき、しっかりと本学科の方針・使命を伝えていく。

現在進めているあるいは今後予定している学生確保に向けた取り組みは、以下のとおりである。

①高等学校へのアプローチの強化並びに情報提供

高校訪問や説明会など、高等学校への働きかけを強化し、教育内容を中心に本学の教学方針、養成する人材像についてより積極的に伝えていく。また、卒業生の近況や資格取得・表彰・就職内定状況など在学中の活動について出身高校への積極的な情報提供を行う。

②オープンキャンパス参加者の増員並びに歩留まり率の向上

高校生にとって興味のあるプログラムを設定するとともに、開催数の増や参加者の増員を図る。また、現状、幼児保育学科へのオープンキャンパス参加者の出願・入学率が 65%程度であることを踏まえ、これらのアップに繋がるよう説明内容の充実を図る。

③教育協定校との連携強化

現在、28高等学校と教育協定を締結しており、これらとの一層の連携強化を図る。

④地方からの入学者の獲得

地元大阪府のみならず、本学が募集ターゲット地域としている、沖縄や中国・四国の各地域に、広報・学生募集活動を拡大していく。

⑤地域と連携した子育て支援プログラムの推進

京阪沿線では唯一の保育者養成校である本学幼児保育学科と地域が連携して進められている「子ども・子育て・みらいプロジェクト」を推進し、本学卒業生を地域に還すことで、将来的に保育者希望者増を図る。

2. 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

幼児保育学科において養成する人材像は、「高い教養を基礎にし、保育に必要な専門知識・技能を習得した人材」である。

このような人材を養成するため、「幅広く深い教養と、よき保育者となるための専門的知識と実践的能力を付与すること」を教育研究上の目的としている。

(2) 社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの根拠

本学幼児保育学科卒業生が社会的、地域的な人材需要に応えられているかについては、保育者として求められる能力が確実に身についたかどうか、また、それらの能力を身につけた専門職として社会で活躍できているかという観点で計ることができる。

本学幼児保育学科学生は、表2に示すとおり、卒業時にほぼ全員が、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得し、また、多くの学生が、保育・教育関連の職に就いていることから、社会に求められる人材需要に応えられているものと思料する（表3）。

(表2) 免許・資格取得状況 (平成29年度～令和3年度)

卒業年度 区分		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
学生定員数		150人	150人	150人	150人	150人
卒業者数 (a)		123人	137人	119人	145人	126人
幼稚園教諭	取得者数 (b)	116人	129人	107人	135人	112人
二種免許状	取得率 (b/a)	94.3%	94.2%	89.9%	93.1%	88.9%
保育士資格	取得者数 (c)	117人	130人	108人	131人	106人
	取得率 (c/a)	95.1%	94.9%	90.8%	90.3%	84.1%

(表3) 就職状況 (平成29年度～令和3年度)

卒業年度 区分		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
卒業者数 (a)		123人	137人	119人	145人	126人
幼稚園 (公立・私立)	就職者数	16人	16人	12人	25人	27人
保育所 (公立・私立)	就職者数	55人	59人	51人	52人	47人
こども園 (公立・私立)	就職者数	31人	38人	26人	37人	33人
福祉施設 (公立・私立)	就職者数	1人	0人	0人	1人	0人
保育・教育 関連職 計	就職者数 (b)	103人	113人	89人	115人	107人
	就職率 (b/a)	83.7%	82.5%	74.8%	79.3%	84.9%
進学		10人	5人	8人	11人	9人
その他 (一般企業等)	就職者数	6人	10人	10人	6人	1人

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学 長	ミヤモト ヨシオ 宮 本 郁 夫 ＜平成26年4月＞		経済学士		大阪国際大学 学 長 (平成26年4月～令和8年3月) 大阪国際大学短期大学部 学 長 (平成26年4月～令和8年3月)